

定 款

特定非営利活動法人

手をつなぐ福祉会

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市新涯町一丁目12番21号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的発達に障害を持つ人たちをはじめとする、さまざまな障害を持つ人たちが、地域の中で、安心して、豊かに暮らすために、福祉、労働、権利擁護などの諸制度の確立、向上を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、正当な理由がない限り入会を承諾するものとし、入会を認めない場合は速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 この法人は、会員が既に納入した抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事全員は、この法人を代表し、理事長は、法人の業務を総理する。

2 理事長が指名した理事が理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。ただし、日常平易な事項は理事長が専決し、理事会に報告する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員の報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも15日前までに、正会員に対し通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会においては、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の

議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数
 - (3) 出席した正会員の数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
 - (4) 審議内容
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事長が指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）

したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事 長	今 川	清
副理事長	徳 山	威 雄
理 事	美土路	紀 夫
理 事	大 藏	壯 一 郎
監 事	藤 井	敏 明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和 7 年 度 事 業 計 画 書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会

1 事業実施の方針

今年度の事業運営は、利用者の増員により順調に推移しています。日中活動の多様化を図りながら外部就労の仕事を増やしており、その結果、利用者の仕事に対する意欲が以前より高まり、僅かながら工賃の向上につながっています。さらに、利用者増員に伴う生産品目の拡大を目指し、関係機関の協力を得ながら取引企業の開拓を進め、外部就労の機会を一層増やしているところです。併せて、事業所間の交流を深め、繋がりを広げる取り組みも進めています。そして、保護者や利用者の念願であるグループホーム設立に向け、土地建物の購入を進めており、来年度の開設を目指して準備を進めています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
障害者総合支援 法に基づく障害 福祉サービス事 業	就労継続支援事業（B 型）	通年	福山市新 涯町一丁 目12番21 号	10人	20人	53,625
	共同生活援助（グループ ホーム）		福山市川 口町三丁 目25番8 号	0人	0人	1,326
	短期入所（ショートステ イ）			0人	0人	

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会

1 事業実施の方針

現在、グループホーム設立に向けて土地建物を整え、開設準備を進める予定です。保護者の高齢化に伴い、利用者の生活が困難になりつつあることが大きな課題となっているため、令和 8 年度は、利用者の安定した生活支援とやすらぎのある暮らしを応援するために、グループホームの開設を目指して取り組みます。あわせて、安定した生活を送るために、就労継続支援事業 B 型における生産品目の拡大を図り、外部就労の機会を増やします。また、事業所内での商品開発にも力を入れ、工賃の向上に取り組みます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
障害者総合支援 法に基づく障害 福祉サービス事 業	就労継続支援事業（B 型）	通年	福山市新 涯町一丁 目12番21 号	10人	20人	53,580
	共同生活援助（グループ ホーム）		福山市川 口町三丁 目25番 8 号	5人	6人	7,143
	短期入所（ショートステ イ）			2人	1人	

令和7年度 活動予算書(就労継続支援事業B型)

自令和7年4月1日～至令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金 受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等 受取民間助成金		0	
4. 事業収益 就労継続支援事業収益 訓練等給付費等収益 介護福祉処遇改善収益 その他事業収益	4,300,000 50,000,000 4,000,000 1,000,000	59,300,000	
5. その他収益 受取利息 雑収益	10,000 600,000	610,000	
経常収益計			60,210,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 職員処遇改善手当 法定福利費 福利厚生費 退職共済掛金 人件費計	29,000,000 4,000,000 5,000,000 200,000 700,000 38,900,000		
(2) その他経費 就労支援事業材料費 就労事業労務費 業務委託費 修繕費 租税公課 消耗品費 水道光熱費 旅費交通費 保険料 給食費 諸会費 教育娯楽費 日用品 燃料費 指導訓練費 医療費 賃借料 支払手数料 減価償却費 リース費 研修費 その他経費計	600,000 5,000,000 150,000 600,000 60,000 300,000 700,000 100,000 300,000 1,000,000 50,000 200,000 100,000 700,000 100,000 300,000 1,500,000 100,000 1,865,547 300,000 700,000 14,725,547		
事業費計		53,625,547	

令和7年度 活動予算書(就労継続支援事業B型)

自令和7年4月1日～至令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会

(単位:円)

科目	金額		
2. 管理費			
(1) その他経費			
交際費	100,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	200,000		
日用品費	50,000		
水道光熱費	400,000		
リース料	150,000		
諸会費	15,000		
租税公課	100,000		
手数料	700,000		
燃料費	300,000		
損害保険料	350,000		
図書費	25,000		
警備費	153,000		
管理費計		2,843,000	
経常費用計			56,468,547
当期経常増減額			3,741,453
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 事業費		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,741,453
前期繰越正味財産額			104,346,843
次期繰越正味財産額			108,088,296

令和7年度 活動予算書(共同生活援助・短期入所)

自令和7年4月1日～至令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
		0	
4. 事業収益			
共同生活援助事業収益	0		
職員処遇改善収益	0		
その他事業収益	0		
		0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
職員処遇改善手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
退職共済掛金	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
就労支援事業材料費	0		
就労事業労務費	0		
業務委託費	0		
修繕費	0		
租税公課	216,344		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
旅費交通費	0		
保険料	0		
給食費	0		
諸会費	0		
教育娯楽費	0		
日用品	0		
燃料費	0		
指導訓練費	0		
医療費	0		
賃借料	0		
支払手数料	1,110,500		
減価償却費	0		
リース費	0		
研修費	0		
その他経費計	1,326,844		
事業費計		1,326,844	

令和7年度 活動予算書(共同生活援助・短期入所)

自令和7年4月1日～至令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
2. 管理費			
(1) その他経費			
交際費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
日用品費	0		
水道光熱費	0		
リース料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
手数料	0		
燃料費	0		
損害保険料	0		
図書費	0		
警備費	0		
支払利息	84,054		
管理費計		84,054	
経常費用計			1,410,898
当期経常増減額			-1,410,898
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 事業費		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-1,410,898
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-1,410,898

減価償却資産の計算書

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会
法人（定率法）

（科目別明細書）

1頁
自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

科目・品目	減価償却資産の名称	数量 供用年月日	耐用年数 償却率	取得価額 圧縮後取得価額	期首帳簿価額 償却基礎・改定額	当期増加金額 当期減少金額	償却 月数	普通償却限度額 特別償却限度額	普通償却過不足 特別償却過不足	普通償却額 特別償却額	当期償却額	期末帳簿価額 期末償却累計額	摘要
科目 211	【建物】												
211-00001	鉄骨造平屋建延べ面積194.48㎡	1 平19.02.14	32 0.032	12,000,000			12	345,600			345,600		旧定額法
00002	木造平屋食道増築工事一式	1 平24.10.05	14 0.072	5,540,000			12	398,880			398,880		定額法
00003	お好み焼き場・追加工事一式	1 平25.01.31	14 0.072	425,250			12	30,618			30,618		定額法
00004	建物改修	1 平25.09.09	32 0.032	486,150			12	15,556			15,556		定額法
00005	厨房増築工事一式	1 平29.12.20	20 0.050	3,485,968			12	174,298			174,298		定額法
	＊建物 小計＊			21,937,368	21,937,368			964,952		964,952	964,952	9,486,569	
科目 212	【建物付属設備】												
212-00001	室内改装	1 平19.03.29	15	7,891,000			12	157,819			157,819		旧5年 旧定額法
00002	電気工事一式	1 平20.04.01	15 0.067	834,750			12						償却済 定額法
00003	給排水設備工事一式	1 平24.10.05	15 0.067	357,000			12	23,919			23,919		定額法
00004	電気設備工事一式	1 平24.10.05	15 0.067	1,362,000			12	91,254			91,254		定額法
00005	お好み焼き設備・給排水設備	1 平25.01.31	15 0.067	367,500			12	24,622			24,622		定額法
00006	変形ろす 雨よけ	1 平28.04.12	8 0.125	397,980			12						償却済 定額法
00007	厨房電気設備工事一式	1 平29.12.20	15 0.067	1,088,009			12	72,896			72,896		定額法
00008	厨房給排水設備工事一式	1 平29.12.20	15 0.067	289,894			12	19,422			19,422		定額法
00009	天井吊型ファン設備費用一式	1 令03.02.26	15 0.067	502,700			12	33,680			33,680		定額法
	＊建物付属設備 小計＊			15,090,893	15,090,893			423,612		423,612	423,612	1,599,088	
科目 213	【構築物】												
213-00001	駐車場工事	1 平27.03.16	15 0.067	296,740			12	19,881			19,881		定額法
00002	駐車場造成工事一式	1 平28.09.05	15 0.067	867,000			12	58,089			58,089		定額法
00003	駐車場(1丁目75番)舗装工事一式	1 令07.03.12	10 0.100	1,687,763			12	168,776			168,776		定額法
00004	門扉取付	1 令07.03.12	10 0.100	152,900			12	15,290			15,290		定額法
00005	駐車場(1丁目75番)フェンス工事一式	1 令07.03.12	10 0.100	556,237			12	55,623			55,623		定額法
	＊構築物 小計＊			3,560,640	3,560,640			317,659		317,659	317,659	2,523,945	
	＊建物 小計＊			25,498,008	25,498,008			1,282,571		1,282,571	1,282,571	11,499,745	

減価償却資産の計算書

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会
法人（定率法）

(科目別明細書)

2頁

自	令和 7年 4月 1日
至	令和 8年 3月31日

[illegible]

減価償却資産の計算書

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会
法人（定率法）

3頁
自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月31日

(科目別明細書)

[illegible]

令和8年度 活動予算書(就労継続支援事業B型)

自令和8年4月1日～至令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金 受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等 受取民間助成金		0	
4. 事業収益 就労継続支援事業収益 訓練等給付費等収益 介護福祉処遇改善収入 その他事業収益	4,300,000 50,000,000 4,000,000 1,000,000	59,300,000	
5. その他収益 受取利息 雑収益	10,000 600,000	610,000	
経常収益計			60,210,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 職員処遇改善手当 法定福利費 福利厚生費 退職共済掛金 人件費計	29,000,000 4,000,000 5,000,000 200,000 700,000 38,900,000		
(2) その他経費 就労支援事業材料費 就労事業労務費 業務委託費 修繕費 租税公課 消耗品費 水道光熱費 旅費交通費 保険料 給食費 諸会費 教育娯楽費 日用品 燃料費 指導訓練費 医療費 賃借料 支払手数料 減価償却費 リース費 研修費 その他経費計	600,000 5,000,000 150,000 600,000 60,000 300,000 700,000 100,000 300,000 1,000,000 50,000 200,000 100,000 700,000 100,000 300,000 1,500,000 100,000 1,820,832 300,000 700,000 14,680,832		
事業費計		53,580,832	

令和8年度 活動予算書(就労継続支援事業B型)

自令和8年4月1日～至令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
2. 管理費			
(1) その他経費			
交際費	100,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	200,000		
日用品費	50,000		
水道光熱費	400,000		
リース料	150,000		
諸会費	15,000		
租税公課	100,000		
手数料	700,000		
燃料費	300,000		
損害保険料	350,000		
図書費	25,000		
警備費	153,000		
管理費計		2,843,000	
経常費用計			56,423,832
当期経常増減額			3,786,168
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 事業費		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,786,168
前期繰越正味財産額			108,088,296
次期繰越正味財産額			111,874,464

令和8年度 活動予算書(共同生活援助・短期入所)

自令和8年4月1日～至令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等 受取民間助成金		0	
4. 事業収益 共同生活援助事業収益 職員処遇改善収益 その他事業収益	7,084,584 1,041,250 0	8,125,834	
5. その他収益 受取利息 雑収益	0 0	0	
経常収益計			8,125,834
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 職員処遇改善手当 法定福利費 福利厚生費 退職共済掛金 人件費計	4,000,000 1,000,000 0 100,000 0 5,100,000		
(2) その他経費 就労支援事業材料費 就労事業労務費 業務委託費 修繕費 租税公課 消耗品費 水道光熱費 旅費交通費 保険料 給食費 諸会費 教育娯楽費 日用品 燃料費 指導訓練費 医療費 賃借料 支払手数料 減価償却費 リース費 警備費 その他経費計	0 0 0 150,000 73,205 70,000 0 0 50,000 0 0 0 70,000 70,000 0 0 100,000 0 500,000 883,667 0 77,000 2,043,872		
事業費計		7,143,872	

令和8年度 活動予算書(共同生活援助・短期入所)

自令和8年4月1日～至令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人手をつなぐ福祉会

(単位:円)

科目	金額		
2. 管理費			
(1) その他経費			
交際費	0		
通信運搬費	100,000		
消耗品費	60,000		
日用品費	20,000		
水道光熱費	0		
リース料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
手数料	0		
燃料費	0		
損害保険料	0		
図書費	0		
研修費	0		
支払利息	477,397		
管理費計		657,397	
経常費用計			7,801,269
当期経常増減額			324,565
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 事業費		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			324,565
前期繰越正味財産額			-1,410,898
次期繰越正味財産額			-1,086,333

減価償却資産の計算書

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会
法人（定率法）

（科目別明細書）

1頁
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日

科目・品目	減価償却資産の名称	数量 供用年月日	耐用年数 償却率	取得価額 圧縮後取得価額	期首帳簿価額 償却基礎・改定額	当期増加金額 当期減少金額	償却 月数	普通償却限度額 特別償却限度額	普通償却過不足 特別償却過不足	普通償却額 特別償却額	当期償却額	期末帳簿価額 期末償却累計額	摘要
科目 211	【建物】												
211-00001	鉄骨造平屋建延べ面積194.48㎡	1 平19.02.14	32 0.032	12,000,000			12	345,600			345,600		旧定額法
00002	木造平屋食道増築工事一式	1 平24.10.05	14 0.072	5,540,000			12	398,880			398,880		定額法
00003	お好み焼き場・追加工事一式	1 平25.01.31	14 0.072	425,250			12	30,618			30,618		定額法
00004	建物改修	1 平25.09.09	32 0.032	486,150			12	15,556			15,556		定額法
00005	厨房増築工事一式	1 平29.12.20	20 0.050	3,485,968			12	174,298			174,298		定額法
00006	福山市川口町三丁目1004番地5	1 令08.09.01	22 0.046	2,931,724		2,931,724	7	78,667			78,667		取得 定額法
00007	福山市川口町三丁目1004番地6 フォア工事一式	1 令08.09.01	22 0.046	30,000,000		30,000,000	7	805,000			805,000		取得 定額法
	建物 小計			54,869,092	54,869,092	32,931,724		948,619		948,619	1,648,619	39,569,672	
科目 212	【建物付属設備】												
212-00001	室内改装	1 平19.03.29	15	7,891,000			12	157,819			157,819		旧5年 旧定額法
00002	電気工事一式	1 平20.04.01	15 0.067	834,750			12						償却済 定額法
00003	給排水設備工事一式	1 平24.10.05	15 0.067	357,000			12	23,919			23,919		定額法
00004	電気設備工事一式	1 平24.10.05	15 0.067	1,362,000			12	91,254			91,254		定額法
00005	お好み焼き設備・給排水設備	1 平25.01.31	15 0.067	367,500			12	24,622			24,622		定額法
00006	変形ラフ 雨よけ	1 平28.04.12	8 0.125	397,980			12						償却済 定額法
00007	厨房電気設備工事一式	1 平29.12.20	15 0.067	1,088,009			12	72,896			72,896		定額法
00008	厨房給排水設備工事一式	1 平29.12.20	15 0.067	289,894			12	19,422			19,422		定額法
00009	天井吊型アン設備費用一式	1 令03.02.26	15 0.067	502,700			12	33,680			33,680		定額法
	建物付属設備 小計			13,990,859	13,990,859	5,988,933		223,612		223,612	423,612	1,170,277	
科目 213	【構築物】												
213-00001	駐車場工事	1 平27.03.16	15 0.067	296,740			12	19,881			19,881		定額法
00002	駐車場造成工事一式	1 平28.09.05	15 0.067	867,000			12	58,089			58,089		定額法
00003	駐車場(1丁目75番)舗装工事一式	1 令07.03.12	10 0.100	1,687,763			12	168,776			168,776		定額法
00004	門扉取付	1 令07.03.12	10 0.100	152,900			12	15,290			15,290		定額法

減価償却資産の計算書

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会
法人（定率法）

（科目別明細書）

2頁
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日

科目・品目	減価償却資産の名称	数 供用年月日	耐用年数 償却率	取得価額 圧縮後取得価額	期首帳簿価額 償却基礎・改定額	当期増加金額 当期減少金額	償却 月数	普通償却限度額 特別償却限度額	普通償却過不足 特別償却過不足	普通償却額 特別償却額	当期償却額	期末帳簿価額 期末償却累計額	摘要
213-00005	駐車場(1丁目75番)フェンス工事一式	1 令07.03.12	10 0.100	556,237			12	55,623			55,623		定額法
	※ 償却資産 小計 ※			3,560,640	2,523,925			317,659		317,659	317,659	2,206,286	
	213-00005			2,560,640	3,560,640							1,000,000	
科目 215	【車両運搬具】												
215-00001	日産カッパ(福山300は4680)	1 平23.02.21	6	1,950,000			12						償却済 改定
00002	ホンダステップワゴン	1 平24.03.08	6	1,758,428			12						償却済 改定
00003	三菱軽バン	1 平24.03.14	4 1.000	787,400			12						償却済 改定
00004	ホンダステップワゴン	1 平26.02.12	6	1,629,000			12						償却済 改定
	※ 車両運搬具 小計 ※			6,124,828									
	215-00001			6,124,828									
科目 216	【工具・器具】												
216-00001	自走自動床洗浄機	1 平19.03.31	6	1,597,000			12						償却済 旧5年
00002	パソコン NEC 2台	1 平19.05.31	4 1.000	357,000			12						償却済 改定
00003	日立洗浄機 HW-7000	1 平20.07.08	5 1.000	150,000			12						償却済 改定
00004	流し台工事一式	1 平24.10.05	5	41,000			12						償却済 改定
00005	エアコン設備工事一式	1 平24.10.05	6	460,000			12						償却済 改定
00006	パソコン ゼロックス	1 平26.12.10	4 1.000	167,184			12						償却済 改定
00007	冷蔵庫	1 平25.06.07	6	109,800			12						償却済 改定
00008	エアコン 作業室B	1 平25.10.01	6	364,329			12						償却済 改定
00009	防刃カメラ	1 平26.01.17	6	198,000			12						償却済 改定
00010	キャノン パソコン	1 平27.12.16	4 1.000	468,612			12						償却済 改定
00011	エアコン取替工事一式 作業室A	1 平28.03.09	6	557,280			12						償却済 改定
00012	汚水処理機 エスケーJ	1 平28.01.08	8	138,240			12						償却済 改定
00013	パソコン フロンティア	1 令02.04.14	4 1.000	131,560			12						償却済 改定
00014	スマートフォン	1 令03.11.29	5 0.200	440,000			12	51,333			51,333		償却済 定額法
00015	パソコン マイクロビーター	1 令05.01.13	4 0.250	128,740			12	24,138			24,138		償却済 定額法
00016	パソコン インバーネット(N22L5H)	1 令05.06.05	4 1.000	143,980			12	20,997			20,997		償却済 改定

減価償却資産の計算書

特定非営利活動法人 手をつなぐ福祉会
法人（定率法）

3頁
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日

(科目別明細書)

[illegible]